



# 鳥取県公報

平成16年 3月19日(金)  
号外第26号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

監査公告 監査結果の公表(2件)(1・2)..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、事務の執行について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成16年 3月19日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦  
鳥取県監査委員 井 上 耐 子  
鳥取県監査委員 石 村 祐 輔  
鳥取県監査委員 鍵 谷 純 三

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の趣旨

この監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているか等について実施するものである。

本県においては毎年特定の課題を選定してこの監査を実施しており、平成15年度は、2の事務を選定して実施した。

#### 2 監査対象事務

民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき設立された法人(以下「公益法人」という。)のうち、県の所管に属する公益法人に対する指導監督事務(以下「指導監督事務」という。)

#### 3 選定理由

公益法人は、営利を目的としないで、不特定多数の者の利益の実現を目的とした団体であり、その設立目的に応じて公益事業を行い、社会の広範な分野で重要な役割を担っている。

しかし、近年、県内外において、公益法人を舞台に金銭の横領、会計上の不正処理その他の不祥事が発生しており、公益法人の健全な運営が強く求められている。

そこで、指導監督事務が、関係する法令、規則、基準等に定めるところにより適切に行われているか等について監査を実施した。

### 第2 監査の実施

#### 1 実施期間

平成15年10月から平成16年 3月までの間に実施した。

## 2 実施方法

監査対象機関から関係書類の提出を求めるとともに、監査対象機関のうち、公益法人に対する財政的援助の状況等を勘案して抽出した機関からは関係者の説明を聴取する方法により監査を実施した。

## 3 対象機関

指導監督事務を担当する知事部局（8部40課室）、警察本部（5課）及び教育委員会事務局（6課）を監査の対象とした。

### 【対象機関一覧】

所 管	対 象 機 関		公益法人数		
	部 局	担 当 課			
知 事	知 事 部 局	防災監	消防課	3	
		総務部	総務課	1	
			教育・学術振興課	1	
			職員課	1	
			市町村振興課	6	
			国際課	1	
			人権推進課	1	
			同和対策課	1	
			企画部	企画振興課	1
				地域自立戦略課	2
				情報政策課	1
		文化芸術課		2	
		国内交流推進室		2	
		観光課		4	
		福祉保健部	福祉保健課	4	
			障害福祉課	2	
			長寿社会課	3	
			子ども家庭課	3	
			医務薬事課	19	
			健康対策課	4	
		生活環境部	環境政策課	3	
			循環型社会推進課	5	
			県民生活課	4	
			食の安全推進課	2	
			住宅環境課	3	
		商工労働部	経済政策課	7	
			産業開発課	2	
			労働雇用課	16	
		農林水産部	農政課	7	
			経営支援課	7	
			団体指導課	2	
			生産振興課	3	
			畜産課	6	
			林政課	8	
			水産課	4	
		商工労働部・農林水産部	市場開拓課	2	
		県土整備部	管理課	7	
			都市計画課	4	
			治山砂防課	1	
			建築課	5	
			警察本部	厚生課	1
			生活安全企画課	2	
			暴力団対策課	1	
			交通企画課	1	
			運転免許課	1	
			小 計	45課室	166
		教育委員会	教育委員会事務局	教育総務課	7

	小中学校課	1
	高等学校課	9
	生涯学習課	5
	文化課	12
	体育保健課	12
	小 計	6課 46
	合 計	51課室 210

注1 担当課は平成15年7月1日現在で、公益法人数は同年3月31日現在で記載している。

2 知事と教育委員会の共管法人が2法人あるため、公益法人数の内訳と合計は一致しない。

#### 4 監査の着眼点

- (1) 指導監督事務の執行体制は、整備されているか。
- (2) 指導監督事務は、関係する法令、規則等に基づき適切に行われているか。
  - ア 業務、財産状況等の報告に係る事務は、適切に行われているか。
  - イ 立入検査は、適切及び効果的に実施されているか。
- (3) 公益法人の運営は、公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）等に適合しているか。
- (4) 公益法人の内部チェックは、適切に行われているか。

#### 5 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	山田 次彦
同	井上 耐子
同	石村 祐輔
同	鍵谷 純三

### 第3 監査の結果

公益法人は社会の広範な分野で重要な役割を果たしており、今後ともその活動の適切な発展を図っていくことが県民の福祉の増進にもつながることから、各法人に対する所管官庁としての県の適切な指導監督が求められている。

今回監査を行った指導監督事務については、全般的に体制が整っていないため、適切に執行されているとは言いがたい。

監査の着眼点に基づき監査した結果、改善又は検討が望まれる点について以下に述べるので、適切に対応されたい。

また、第4においても改善すべき事項を記載しているので、併せて適切に対応されたい。

#### 1 指導監督事務の執行体制

##### (1) 知事所管法人に係る執行体制

知事の所管に属する公益法人（以下「知事所管法人」という。）について、当該公益法人に対する確かな指導監督を行うためには、その体制を十分に整備し、担当職員に専門的知識を修得させることが重要である。

しかし、公益法人の目的とする事業に係る事務を所管し、当該法人に対する指導監督事務を行っている課（以下「所管課」という。）及び所管課に対する総合的な指導、調整等の事務を行っている総務課の担当職員は、すべて他の業務を兼務しており、指導体制が十分整っているとは言いがたい状況であった。また、指導監督事務に関する研修会への担当職員の参加状況は、十分とは言えない状況であった。

今後は、担当職員の充実とともに、研修等により専門的知識を修得させ、的確な指導監督が行える体制を速やかに整備する必要がある。

##### (2) 教育委員会所管法人に係る執行体制

教育委員会の所管に属する公益法人（以下「教育委員会所管法人」という。）について、指導監督事務に関する研修会への担当職員の参加状況は、所管課及び所管課に対する総合的な指導、調整等の事務を行っている教育総務課とも十分とは言えない状況であった。

今後は、知事所管法人の場合と同様に、十分な専門的知識の修得に努める必要がある。

### （3）指導監督事務の執行体制の検討

指導監督事務の執行体制が整っているとは言いがたい状況であること、また、短期間の研修では指導監督事務を的確に行うために求められる複式簿記等の専門的知識の修得が困難であることから、現在の所管課ごとで所管法人に対する指導監督事務を行う執行体制（以下「分散管理方式」という。）より、特定の課で一括して所管法人に対する指導監督事務を行う執行体制（以下「集中管理方式」という。）の方が好ましいとも考えられるので、より効果的・効率的な指導監督体制となるよう検討されたい。

## 2 関係する法令、規則等に基づく指導監督事務の状況

### （1）業務、財産状況等の報告の状況

業務、財産状況等の報告は、公益法人の事業活動及び財務会計の実態を把握する上で極めて重要であり、公益法人を指導監督する上で基礎資料となるものである。

しかし、公益法人からの報告状況を見ると、4分の1近くの法人で期限が守られず、また、7法人では報告がなされていない等指導が徹底しているとは言えなかった。

については、公益法人に対する期限内報告の指導を徹底する必要がある。

### （2）立入検査の実施状況

#### ア 立入検査の実施

民法第67条第3項の規定に基づく検査（以下「立入検査」という。）は、3年に1回以上実施することとなっており、法人の日常業務に接し、帳簿、証拠書類等を確認して指導監督を行うための重要な機会である。

しかし、18法人については平成12年度から平成14年度までの3年度間に立入検査が実施されていなかったため、速やかに立入検査を実施するとともに、今後は立入検査を実施するよう徹底する必要がある。

#### イ 各部主管課の役割

知事所管法人に係る立入検査は部の主管課（以下「主管課」という。）及び所管課の長が検査員を指名して共同で実施し、主管課の長が当該部の所管に属する公益法人に係る年間分の立入検査の結果、指導事項の改善状況等の報告（以下「結果等の報告」という。）を総務課長に行うこととされている。

しかし、立入検査について主管課の対応が十分ではなく、また結果等の報告については3つの部しか行われていなかったため、今後は適切な対応を行う必要がある。

#### ウ 立入検査の実施結果の公表

結果等の報告を公表することとなっているが、教育委員会所管法人についてはなされていなかったため、速やかに公表を行う必要がある。

## 3 指導監督基準等による指導監督事務の状況

指導監督基準に適合していない公益法人については、原則として3年以内に適合するよう所管官庁が指導することとなっているが、3年が経過した現在でも指導監督基準に適合していない法人が多いので、公益法人に対する指導を徹底する必要がある。

指導監督基準のうち、特に適合していない法人が多い次の項目等については、指導を強化する必要がある。

### ア 財団法人における評議員の未設置

### イ 会計処理規程の未制定

### ウ 財団法人における基本財産明細帳の未整備

### エ 公益事業規模の不適正

### オ 内部留保水準の不適正

## 4 内部チェック機能の充実

公益法人の経理担当職員の在職年数の状況を見ると、長期在職となっている法人が多い。

職員の長期在職が即不祥事に結びつくものではないが、職員の定期的な異動等を行い、長期在職を避けるよう公益法人に対して指導する必要がある。

また、小規模な法人で職員の異動が困難な場合には、上司の指導監督等によるチェック機能を強化するよう指導することが必要である。

#### 第4 指導監督事務の概要

公益法人の設立許可及び指導監督は、国の権限であるが、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第161号）により、法人の目的とする事業の範囲が1都道府県に限られる場合においては、都道府県知事又は都道府県教育委員会が行うこととなっている。そして、その執行においては、民法、知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和53年鳥取県規則第55号。以下「県規則」という。）鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和62年鳥取県教育委員会規則第6号。以下「教委規則」という。）等の規定並びに国が示す指導監督基準及び同基準の運用指針により統一的行うこととされている。

##### 1 指導監督事務の執行体制

###### (1) 知事所管法人に係る執行体制

知事所管法人に対する指導監督事務は分散管理方式を採用しており、知事部局8部40課室及び警察本部5課が所管課として指導監督事務を行っている。

また、所管課に対する総合的な指導、調整等の事務を総務部総務課が担当しており、具体的には次の事務を処理している。

- 関係規則、要領等の整備
- 所管課に対する指導（公益法人の設立及び運営の監督等に関する指導）
- 所管課の担当職員に対する指導監督事務に関する研修の実施

###### ア 所管課の執行体制

###### (ア) 職員の配置状況

平成15年10月1日現在の所管課（45課室）の担当職員は、79人であり、すべて他の業務を兼務する職員であった。平均で職員1人当たり2.1法人を担当しており、所管する公益法人の目的とする事業に係る事務を担当している職員にその法人の指導監督事務を割り振る方法が多く見受けられた。

###### (イ) 担当職員に対する研修の状況

公益法人に対する確かな指導監督を行うためには、研修等により担当職員に専門的知識を修得させることが重要である。関係法令はもとより、公益法人の会計基準に関する知識等を担当職員に修得させることにより、公益法人に対する効果的な指導監督が期待できる。また、そのためには複式簿記の知識も必要であり、担当職員に対するより多くの研修が必要である。

所管課の担当職員は、総務課が毎年開催している事務担当者研修会（主に県規則等に基づく指導監督事務及び指導監督基準に関する研修。以下「指導監督事務等研修会」という。）並びに財団法人公益法人協会等の関係団体及び自治研修所が実施している公益法人の会計基準等に関する研修会（以下「会計基準等研修会」という。）に参加している。

平成12年度から平成14年度までの3年度間のこれらの研修会への担当職員の参加状況を見ると、指導監督事務等研修会に参加していない課が7課、1回しか参加していない課が8課あった。また、会計基準等研修会には33課が参加しておらず、多くの所管課で研修、特に公益法人の会計基準に関する研修が十分でなかった。

今後は、担当職員に対して関係規則等及び公益法人の会計基準に関する研修を受講させ、十分な専門的知識を習得の上指導監督事務に当たらせることが必要である。

また、指導監督事務等研修会に公益法人の会計基準及び簿記に関する研修を追加する等その内容を

充実する必要がある。

#### イ 総務課の執行体制

所管課（45課室、166法人）に対する総合的な指導、調整等の事務を行う総務課の担当職員は、平成15年3月末で4人が配置されているものの、すべて他の業務を兼務する職員であった。さらに、平成15年7月以降は担当職員が1人となり、ほとんど専任ではあるが他の業務も担当しており、総務課の体制は縮小されている。

また、毎年2回程度会計基準等研修会に参加しているが、平成15年4月1日以降2回にわたる担当係及び担当職員の変更等もあり、担当職員が公益法人の会計基準に関する知識を十分修得している状況にあるとは言いがたい。

このように、所管課に対する指導体制が十分整っているとは言いがたい状況であるので、担当職員の充実とともに、研修等により担当職員に対して専門的知識を修得させ、所管課に対して的確な指導ができる体制を速やかに整備する必要がある。

#### (2) 教育委員会所管法人に係る執行体制

教育委員会所管法人に対する指導監督事務は、知事所管法人に係る体制と同様に分散管理方式を採用しており、教育委員会事務局6課が所管課として指導監督事務を行っている。

また、所管課に対する総合的な指導、調整等の事務を教育総務課が担当しており、知事部局総務課と同様の事務及び所管課との共同による立入検査を実施している。

#### ア 所管課の執行体制

##### (ア) 職員の配置状況

平成15年10月1日現在の所管課（6課）の担当職員は7人であり、すべて他の業務を兼務する職員であった。担当職員は、平均で職員1人当たり6.6法人を担当しており、知事所管法人の所管課に比べて3倍程度の法人を担当している。これは、知事所管法人の所管課とは違い、課が所管するすべての法人を1人の職員に担当させるという方法を取っているためである。なお、担当職員のほとんどは係長級の職員であり、指導監督事務の処理に係る執行体制に配慮がなされている。

##### (イ) 担当職員に対する研修の状況

平成12年度から平成14年度までの3年度間の指導監督事務に関する研修会への担当職員の参加状況を見ると、指導監督事務等研修会に1回しか参加していない課が2課あり、また、会計基準等研修会には1課しか参加しておらず、多くの所管課で研修が十分に行われているとは言いがたい。

今後は、知事所管法人の所管課と同様に十分な専門的知識の修得に努める必要がある。

#### イ 教育総務課の執行体制

所管課（6課、46法人）に対する総合的な指導、調整等の事務を行う教育総務課の担当職員は1人であり、かつ、他の業務を兼務する職員であった。ただし、立入検査は、担当係全員（担当職員を入れて3人）が所管課とともに実施している。

教育総務課の担当職員は、指導監督事務等研修会及び都道府県教育委員会の協議会が行う研修会（主に法令、規則等に基づく指導監督事務及び指導監督基準に関する研修）に参加しているが、会計基準等研修会には参加していない。

今後は、担当職員に公益法人の会計基準に関する研修を受講させ、専門的知識を修得の上、指導に当たらせる必要がある。

## 【指導監督事務の執行体制の状況（平成15年10月1日現在）】

所管別	法人数	所管課数	担当職員数			職員1人当たり担当法人数	
			職 階				
			主任・主事級	係長級	補佐級		
知事所管	166	45	79	33	40	6	2.1
構成比			100%	41.8%	50.6%	7.6%	
教育委員会所管	46	6	7	1	6	0	6.6
構成比			100%	14.3%	85.7%	0.0%	
県計	212	51	86	34	46	6	2.5
構成比			100%	39.5%	53.5%	7.0%	

## 【担当職員の研修参加の状況（平成12年度～平成14年度）】

所管別	所管課数	研修会への参加の状況			
		指導監督事務等研修会			会計基準等研修会への不参加
		不参加	1回参加	計	
知事所管	43	7	8	15	33
構成比	-	16.3%	18.6%	34.9%	76.7%
教育委員会所管	6	0	2	2	5
構成比	-	0%	33.3%	33.3%	83.3%
県計	49	7	10	17	38
構成比	-	14.3%	20.4%	34.7%	77.6%

注 所管課数には、平成15年3月末現在の数を計上した。

## (3) 指導監督事務の執行体制の検討

すべての所管課において専任職員が配置されていないこと、他の業務に追われ担当職員が指導監督事務を十分に行うことができないこと、指導監督事務に関する研修を受けていない職員が多いこと等から、指導監督事務の執行体制は、整っているとはいえない状況である。

また、指導監督事務を的確に行うために求められる複式簿記等の専門的知識は短期間の研修では習得が困難であることから、指導監督事務を効率的・効果的に行うという観点から考えると、分散管理方式より集中管理方式の方が好ましいとも考えられる。

ただし、集中管理方式を取り入れている都道府県でも問題点を抱えているところはある。

については、費用対効果を含め両方式を比較検討し、より効率的・効果的な執行体制となるよう検討されたい。

## 【都道府県の指導監督事務の執行体制の方式の状況】

所管別	集中管理方式	分散管理方式	計
知事所管	4	43	47
構成比	8.5%	91.5%	100%
教育委員会所管	33	14	47
構成比	70.2%	29.8%	100%

## 【都道府県の現在の執行体制における課題及び問題点】

方 式	課 題 及 び 問 題 点
集中管理方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 担当法人数が多いため、個々の法人の状況把握及びきめ細やかな指導が難しい等指導監督が十分でない。</li> <li>• 法人事業所管課ではないので、法人の公益性、運営状況、事業内容等について判断しにくい面がある。</li> <li>• 法人事業所管課との間で指導監督事務の範囲について疑義が生じる場合がある。</li> <li>• 事務処理が特定の時期に集中するので、その時期に効率的な体制を整えておく必要がある。</li> <li>• 多数の法人の立入検査を実施する必要があるため、時間的な制約があり迅速性に欠ける。</li> </ul>
分散管理方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 指導監督事務の取組に所管課でばらつきが生じている。</li> <li>• 担当職員が他の事務を兼務しており、立入検査が十分に行われていない。また、担当課により検査の能力の差が大きい。</li> <li>• 事務担当者の研修が不十分で、指導監督が行き届いていない。</li> <li>• 指導監督事務には専門的知識が必要であるが、所管課の担当職員が他に事務を持っているため、専門的知識の修得が難しい。</li> </ul>

注 上記の調査結果は、鳥取県監査委員事務局調査（平成16年2月）による。

## 2 関係する法令、規則等に基づく指導監督事務の状況

## (1) 業務、財産状況等の報告の状況

公益法人は、県規則及び教委規則の規定により、毎事業年度の開始の日から3月以内に公益法人の業務、財産状況等の報告を知事又は教育委員会に行わなければならないこととなっている。この報告は、公益法人の事業活動及び財務会計の実態を把握する上で極めて重要であり、公益法人を指導監督する上で基礎資料となるものである。

しかし、平成12年度分から平成14年度分までの業務、財産状況等の報告の状況を見ると、報告件数のうち期限後に報告がなされている割合は知事所管法人では22.3%、教育委員会所管法人では26.3%であり、また、未報告の法人が知事所管法人で7法人（8件）あることから、報告義務が徹底されているとは言えない状況であった。

未報告の法人については直ちに報告を行うよう、また報告が遅れている法人については今後は期限内に報告を行うよう、指導を徹底する必要がある。

## 【業務、財産状況等報告の状況】

所 管 別	対象法人数 (A)		報 告 件 数		期 限 内 報 告 件 数	期 限 後 報 告 件 数		未 報 告 件 数
			(B)	報 告 率 (B/A)		(C)	報 告 率 (C/A)	
知 事 所 管	12年度	166	162	97.6%	126	36	21.7%	4
	13年度	165	163	98.8%	122	41	24.8%	2
	14年度	166	164	98.8%	130	34	20.5%	2
	計	497	489	98.4%	378	111	22.3%	8
教 育 委 員 会 所 管	12年度	45	45	100%	34	11	24.4%	0
	13年度	46	46	100%	32	14	30.4%	0
	14年度	46	46	100%	35	11	23.9%	0
	計	137	137	100%	101	36	26.3%	0



## (2) 立入検査の実施状況

民法第67条第3項の規定により、所管官庁は、公益法人の管理運営が適正に行われているかを把握するため、公益法人の事務所等に立ち入り、その業務及び財産の状況を検査することができることとなっている。

## ア 立入検査の実施

通常行う立入検査は、鳥取県公益法人検査実施要領（以下「県検査要領」という。）及び鳥取県教育委員会公益法人検査実施要領（以下「教委検査要領」という。）の規定により、3年に1回以上実施することとなっている。

しかし、平成12年度から平成14年度までの3年度間に検査が実施されていない法人が、知事所管法人では16法人、教育委員会所管法人では2法人あった。

立入検査は、法人の日常業務に接し、帳簿、証拠書類等を確認して指導監督を行うための重要な機会であるので、実施していない法人については速やかに検査を実施するとともに、今後その実施を徹底する必要がある。

また、立入検査の実施状況を見ると、平成12年度から平成14年度までの3年度間に200回実施されている。検査1回当たりの検査員は平均2.2人、延べ検査時間は平均5.4時間となっており、検査1回につき検査員2人で2時間から3時間かけて実施されていることとなる。県検査要領及び教委検査要領により定められている検査票には200近い検査事項があり、これに基づき検査を実施しようとするればかなりの検査時間が必要と思われる。

立入検査を効果的に行うため、担当職員は検査票の内容をよく理解し、形式的な検査にならないようにする必要がある。

## 【立入検査の実施状況】

所 管 別	対象法人数		検査実施回数	延べ検査員数		延べ検査時間	
				検査1回当たりの検査員数	検査1回当たりの検査時間		
知 事 所 管	12年度	166	45	105	2.3	215	4.8
	13年度	165	42	97	2.3	277	6.6
	14年度	166	67	154	2.3	423	6.3
	計		154	356	2.3	915	5.9
教 育 委 員 会 所 管	12年度	45	23	45	2.0	66	2.9
	13年度	46	10	20	2.0	49	4.9
	14年度	46	13	26	2.0	40.5	3.1
	計		46	91	2.0	155.5	3.4
合計		200	447	2.2	1,070.5	5.4	

## イ 各部主管課等の役割

知事所管法人に係る立入検査については県検査要領により主管課及び所管課が共同で実施することとなっており、所管課の長は、その結果を総務課長及び主管課の長に報告することとなっている。

また、主管課は、部所管の公益法人に係る年間分の結果等の報告を総務課長に行うこととされている。

しかし、立入検査については、2つの部では主管課が検査に加わっておらず、4つの部では主管課が一部の検査にしか加わっていなかったほか、結果等の報告については3つの部しか行っていない等主管課としての役割が果たされていない。

については、その原因を究明し、主管課が的確な立入検査を実施できるように改善されたい。

また、総合的な指導、調整等の事務を処理する総務課は、主管課及び所管課からの報告があまりなさ

れていないこともあり立入検査の実施状況を把握できておらず、また報告事務の遅れに対して適切な指導がなされていないので、改善する必要がある。

教育委員会所管法人に係る立入検査については、教委検査要領のとおり、所管課と総務教育課が共同で実施しており、結果等の報告が教育総務課長に行われている。

【主管課等の立入検査の実施状況等（平成14年度）】

所 管 別	部（局）	立 入 検 査 の 実 施				結 果 等 の 報 告	
		全て実施	一部実施	未 実 施	該当なし	報 告 済	未 報 告
知 事 所 管	9	1	4	2	2	3	6
構 成 比	100%	11.1%	44.4%	22.2%	22.2%	33.3%	66.7%
教 育 委 員 会 所 管	1	1	0	0	0	-	-
構 成 比	100%	100%	0%	0%	0%	-	-

ウ 立入検査の実施結果の公表

県検査要領及び教委検査要領の規定に基づき、総務課及び教育総務課は、主管課又は所管課が行った結果等の報告を取りまとめて公表することとなっている。

しかし、教育総務課においては、この公表が行われていないので、直ちに結果等の報告を取りまとめて公表する必要がある。また、総務課においては、この公表が報告期限後1年近く経ってから行われており、今後は速やかに結果等の報告を公表する必要がある。

3 指導監督基準等による指導監督事務の状況

(1) 指導監督基準による指導監督事務の状況

公益法人に対する指導監督を強力に推進するため、平成8年9月に指導監督基準が定められ、所管官庁は、公益法人の運営が同基準に適合していない法人に対して原則として3年以内に適合するよう指導することとなっている。

しかし、この3年以内という経過措置が終了したにもかかわらず、指導監督基準に適合していない法人が多いので、これらの法人に対する指導を徹底する必要がある。

指導監督基準のうち、特に適合していない法人が多い次の項目については、指導を強化する必要がある。

- ア 財団法人における評議員の未設置
- イ 会計処理規程の未制定
- ウ 財団法人における基本財産明細帳の未整備
- エ 正味財産増減計算書の未作成
- オ 公益事業規模の不適正
- カ 内部留保水準の不適正

【指導監督基準に適合していない公益法人の状況】

項 目	県 計			知 事 所 管			教 育 委 員 会 所 管		
	所 管 法人数	不適合 法人数	比 率 (%)	所 管 法人数	不適合 法人数	比 率 (%)	所 管 法人数	不適合 法人数	比 率 (%)
ア 財団法人における評議員の未設置	125	72	57.6	84	60	71.4	43	14	32.6
イ 会計処理規程の未制定	210	80	38.1	166	59	35.5	46	21	45.7

ウ 財団法人における基本財産明細帳の未整備	125	39	31.2	84	23	27.4	43	17	39.5
エ 正味財産増減計算書の未作成	210	59	28.1	166	43	25.9	46	16	34.8
オ 公益事業規模の不適正 (適正基準：1/2以上)	210	102	48.6	166	81	48.8	46	22	47.8
カ 内部留保水準の不適正 (適正基準：30%以下)	210	64	30.5	166	51	30.7	46	13	28.3

注 知事と教育委員会の共管法人が2法人あるため、知事所管及び教育委員会所管の計と県計とは、一致しない場合がある。

(2) インターネットによる情報公開

公益法人の業務運営の透明化及び適正化を図るため、国から、インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて(平成13年8月28日付け公益法人等の指導監督等に関する閣僚会議幹事会申合せ)が通知され、所管官庁は、関係公益法人に対して可能な限り平成13年中を目途に最新の業務、財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう要請することとされた。

本県でも、平成13年度中を目途に業務、財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう所管する公益法人に要請しているが、情報開示がなされている法人は全体の約30%にとどまっているので、引き続きインターネットによる情報の公開を要請していくことが必要である。

4 内部チェック機能の充実

職員の長期在職が即不祥事に結びつくものではないが、不祥事が担当職員の異動に伴う事務の引き継ぎの際に発覚していること等から、職員が同一の業務を長期間担当することを避けることが望ましい。しかし、特に経理担当職員の在職年数の状況を見ると、4年以上の法人が155法人(62.5%)に上り、また10年以上の長期在職となっている法人が87法人(35.1%)もあった。

担当職員が長期在職となっている法人については、職員の定期的な異動等を行い長期在職を避けるよう、公益法人に対して指導することが必要である。

また、小規模な法人で職員が少ないなどの事情により職員の異動が困難な場合には、担当職員を過信することなく、上司が担当職員の業務を適切に指導監督する等上司の指導監督等によるチェック機能を強化するよう指導することが必要である。

【公益法人の経理担当職員の状況(平成15年3月31日現在)】

所管別	法人の数	経理担当職員の数	職員区分				在職年数		
			正職員	臨時職員	県職員	その他	4年未満	4年以上	
								10年以上	
知事所管	166	190	147	28	5	10	67	123	69
構成比		100%	77.4%	14.7%	2.6%	5.3%	35.3%	64.7%	36.3%
教育委員会所管	46	64	37	4	7	16	29	35	19
構成比		100%	57.8%	6.3%	10.9%	25.0%	45.3%	54.7%	29.7%
県計	210	248	178	32	12	26	93	155	87
構成比		100%	71.8%	12.9%	4.8%	10.5%	37.5%	62.5%	35.1%

注 知事と教育委員会の共管法人が2法人あるため、知事所管及び教育委員会所管の計と県計とは、一致しない場合がある。

## 5 公益法人の概要

### (1) 公益法人の数

本県の所管公益法人の総数は210法人（平成15年3月31日現在）であり、このうち、社団法人が85法人、財団法人が125法人となっている。

また、所管別では、知事所管法人が166法人、教育委員会所管法人が46法人であり、このうち、知事と教育委員会の共管となっている法人が2法人ある。

### (2) 公益法人の設立許可

公益法人210法人を設立許可の年代別に見ると、昭和61年度から平成7年度までが61法人（構成比29.0%）と最も多く、次いで昭和51年度から昭和60年度までが49法人（23.3%）となっている。また、昭和41年度から平成7年度までの30年間で155法人の設立許可があり、全体の4分の3近く（73.8%）を占めている。

平成12年度以降の最近の3年間は、社団法人が4法人、財団法人が3法人の計7法人の設立許可にとどまっている。

#### 【公益法人の設立許可の状況】

設立許可年代	知 事 所 管		教 育 委 員 会 所 管		県 計	
	法 人 数	構 成 比	法 人 数	構 成 比	法 人 数	構 成 比
昭和20年度以前	0	0%	4	8.7%	4	1.9%
昭和21～30年度	16	9.6%	2	4.3%	18	8.6%
昭和31～40年度	13	7.8%	4	8.7%	17	8.1%
昭和41～50年度	36	21.7%	9	19.6%	45	21.4%
昭和51～60年度	39	23.5%	11	23.9%	49	23.3%
昭和61～平成7年度	48	28.9%	14	30.4%	61	29.0%
平成8年度以降	14	8.4%	2	4.3%	16	7.6%
計	166	100%	46	100%	210	100%

注 知事と教育委員会の共管法人が2法人あるため、知事所管及び教育委員会所管の計と県計とは、一致しない場合がある。

#### 【過去3年間の公益法人の設立許可及び解散許可の状況】

区 分	設 立 許 可		解 散 許 可	
	社 団 法 人	財 団 法 人	社 団 法 人	財 団 法 人
平成12年度	2	2	3	3
平成13年度	1	1	0	1
平成14年度	1	0	0	1
計	4	3	3	5

### (3) 公益法人の設立目的

公益法人の定款又は寄附行為に定める設立目的を「生活一般」、「教育・学術」、「政治・行政」及び「産業」の4分類に区分すると、次表のとおりとなる。

法人全体では、「生活一般」を目的とするものが112法人（構成比41.6%）と最も多く、次いで「教育・学術」が68法人（25.3%）、「産業」が67法人（24.9%）と続いている。

所管別に見ると、知事所管法人では「生活一般」（47.3%）及び「産業」（32.4%）を目的とするものが多いが、教育委員会所管法人では「教育・学術」（76.6%）を目的とするものが圧倒的に多い。

## 【公益法人の設立目的別の状況】

区 分	知 事 所 管		教 育 委 員 会 所 管		県 計	
	法人数	構 成 比	法人数	構 成 比	法人数	構 成 比
生活一般 家庭生活、保健・衛生・医療、体育・レクリエーション、保育、福祉・援護、職業・労働、福利・共済、居住・環境、安全及びその他	98	47.3%	15	23.4%	112	41.6%
教育・学術 教育、育英・奨学、学術・研究、文化・芸術、報道・出版、宗教関係、国際交流及びその他	20	9.7%	49	76.6%	68	25.3%
政治・行政 政治・行政、財政経済、総合計画、地方行政、自然・環境、国際関係及びその他	22	10.6%	0	0.0%	22	8.2%
産業 金融・保険、農林水産、通商産業、運輸・交通、建設、通信、情報及びその他	67	32.4%	0	0.0%	67	24.9%
計	207	100%	64	100%	269	100%

注1 目的が複数ある法人があるため、県計は、実法人数と一致しない。

2 構成比は、延べ法人数に対するものである。

## (4) 公益法人の事業種類

公益法人の定款又は寄附行為に定める事業内容を「振興・奨励」、「指導・育成」、「調査・研究」等9分類に区分すると、次表のとおりとなる。

法人全体では、「指導・育成」を事業内容とするもの(構成比28.3%)が最も多く、次いで「振興・奨励」(23.2%)、「施設の運営」(16.7%)と続いている。

所管別に見ると、知事所管法人では「指導・育成」(30.1%)又は「振興・奨励」(20.3%)を事業内容とするものが多く、教育委員会所管法人では「振興・奨励」(34.2%)又は「施設の運営」(32.9%)を事業内容とするものが多い。

## 【公益法人の事業内容別の状況】

区 分	知 事 所 管		教 育 委 員 会 所 管		県 計	
	法人数	構 成 比	法人数	構 成 比	法人数	構 成 比
振興・奨励 振興、助成・給付、貸与、表彰、信用保証及びその他の振興・奨励	60	20.3%	27	34.2%	86	23.2%
指導・育成 教育・訓練、相談、研修会・講習会及びその他の指導・育成	89	30.1%	16	20.3%	105	28.3%
調査・研究 研究、情報の収集、情報資料の作成及びその他の調査・研究	43	14.5%	5	6.3%	48	12.9%

普及・広報							
普及・雑誌・図書出版、説明会及びその他の普及・広報	36	12.2%	2	2.5%	38	10.2%	
検査・検定							
検査・検定、資格の付与指定、証明及びその他の検査・検定	8	2.7%	0	0.0%	8	2.2%	
交流							
連絡、国内交流、国際交流及びその他の交流	6	2.0%	0	0.0%	6	1.6%	
共済							
共同・共済、補償及びその他の共済	8	2.7%	1	1.3%	9	2.4%	
施設の運営							
会館・施設の運営、管理、貸与、公開及びその他の施設の運営	39	13.2%	26	32.9%	62	16.7%	
その他	7	2.4%	2	2.5%	9	2.4%	
計	296	100%	79	100%	371	100%	

注1 事業を複数行う法人があるため、県計は、実法人数と一致しない。

2 構成比は、延べ法人数に対するものである。

#### (5) 公益法人の規模

##### ア 社団法人の社員数

社団法人の社員数を規模別に見ると、100人以上499人以下の法人が40法人（構成比47.1%）と最も多く、次いで99人以下の法人が35法人（41.2%）となっており、この2つの区分で全体の9割近く（88.2%）を占めている。

##### 【社団法人の社員規模別の状況】

社員数	知 事 所 管		教育委員会所管		県 計	
	法 人 数	構 成 比	法 人 数	構 成 比	法 人 数	構 成 比
1～ 99人	33	40.2%	2	66.7%	35	41.2%
100～ 499人	39	47.6%	1	33.3%	40	47.1%
500～ 999人	3	3.7%	0	0.0%	3	3.5%
1,000～4,999人	7	8.5%	0	0.0%	7	8.2%
5,000人以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	82	100%	3	100%	85	100%

##### イ 財団法人の基本財産

財団法人の基本財産を規模別に見ると、500万円未満の法人が48法人（38.4%）と最も多く、次いで1,000万円以上5,000万円未満の法人が34法人（27.2%）となっている。

##### 【財団法人の基本財産規模別の状況】

区分	知 事 所 管		教育委員会所管		県 計	
	法 人 数	構 成 比	法 人 数	構 成 比	法 人 数	構 成 比
500万円未満	32	38.1%	16	37.2%	48	38.4%
500万円以上～1,000万円未満	8	9.5%	6	14.0%	14	11.2%

1,000万円以上～5,000万円未満	27	32.1%	8	18.6%	34	27.2%
5,000万円以上～1億円未満	2	2.4%	6	14.0%	8	6.4%
1億円以上～10億円未満	13	15.5%	6	14.0%	19	15.2%
10億円以上	2	2.4%	1	2.3%	2	1.6%
計	84	100%	43	100%	125	100%

注 知事と教育委員会の共管法人が2法人あるため、知事所管及び教育委員会所管の計と県計とは、一致しない場合がある。

#### (6) 県からの財政的援助の状況

県が出資・出えんしている法人は、平成14年度末現在で37法人（額は6,835,423千円）となっており、法人全体の17.6%を占めている。

また、県が平成14年度に補助金を交付した法人は、59法人（補助金の額2,391,393千円）となっており、法人全体の28.1%を占めている。

#### 【県の出資・出えん及び補助金等の状況】

区分	知 事 所 管		教 育 委 員 会 所 管		県 計		
	法 人 数	金 額(千円)	法 人 数	金 額(千円)	法 人 数	金 額(千円)	
出資・出えん	32	6,791,773	6	2,043,650	37	6,835,423	
補助金等	補助金	51	2,084,599	8	306,794	59	2,391,393
	負担金	5	59,625	1	6,338	6	65,963
	交付金	2	101,393	0	0	2	101,393
	貸付金	5	2,550,849	1	18,000	6	2,568,849

注 知事と教育委員会の共管法人が2法人あるため、知事所管及び教育委員会所管の計と県計とは、一致しない場合がある。

6 研修会への参加状況及び指導監督事務の状況(一覧)

部 局	担当課	所 管 法人数	担当職員の研修会への参加状況 (平成12～平成14年度)			業務、財産状況の報告状況 (平成12～平成14年度分)		立入検査の実施状況 (平成12～平成14年度)	
			指導監督事務等 研修会		会計基準等研修 会への不参加	3年度間に未報告の法人		3年度間に未実施の 法人	
			不参加	1回参加		有 り	法人数、未報告年度	有 り	法 人 数
防 災 監	消 防 課	3							
総 務 部	総 務 課	1							
	教育・学術振興課	1							
	職 員 課	1							
	市 町 村 振 興 課	6							
	国 際 課	1							
	人 権 推 進 課	1							
企 画 部	同 和 对 策 課	1				1法人、平成12年度			
	企 画 振 興 課	1				1法人、平成12年度			
	地 域 自 立 戦 略 課	2							
	情 報 政 策 課	1							
	文 化 芸 術 課	2							
	国 内 交 流 推 進 室	2							
福 祉 保 健 部	観 光 課	4							
	福 祉 保 健 課	4							
	障 害 福 祉 課	2				1法人、平成12年度			
	長 寿 社 会 課	3							
	子 ども 家 庭 課	3				1法人、平成13年度 及び平成14年度			
生 活 環 境 部	医 務 薬 事 課	19						12法人	
	健 康 对 策 課	4							
	環 境 政 策 課	3							
	循 環 型 社 会 推 進 課	5							
	県 民 生 活 課	4				1法人、平成13年度		1法人	
	食 の 安 全 推 進 課	2							
商 工 労 働 部	住 宅 環 境 課	3							
	経 済 政 策 課	7							
農 林 水 産 部	産 業 開 発 課	2							
	労 働 雇 用 課	16							
	農 政 課	7							
	経 営 支 援 課	7							
	団 体 指 導 課	2							
	生 産 振 興 課	3							
	畜 産 課	6							
商 工 労 働 部・農 林 水 産 部	林 政 課	8				1法人、平成12年度			
	水 産 課	4							
県 土 整 備 部	市 場 開 拓 課	2							
	管 理 課	7						3法人	
	都 市 計 画 課	4							
	治 山 砂 防 課	1							
警 察 本 部	建 築 課	5							
	厚 生 課	1				1法人、平成14年度			
	生 活 安 全 企 画 課	2							
	暴 力 団 对 策 課	1							
	交 通 企 画 課	1							
	運 転 免 許 課	1							
知 事 所 管 計		166	7課	8課	33課	7法人、8件		16法人	
教 育 委 員 会 事 務 局	管 理 課	7						1法人	
	教 育 総 務 課	7							
	小 中 学 校 課	1							
	高 等 学 校 課	9							
	生 涯 学 習 課	5							
	文 化 課	12							
	体 育 保 健 課	12						1法人	
教 育 委 員 会 所 管 計		46	0課	2課	5課			2法人	
合 計		210	7課	10課	38課	7法人、8件		18法人	



7 県の所管に属する公益法人一覧（平成15年3月31日現在）

番号	公益法人の名称	設立許可年月日	主たる事務所の所在地	所管別	担 当 課	
					部 局	課 室
1	財団法人 鳥取県消防協会	昭和23年9月14日	米子市流通町1350	知事	防災監	消防課
2	社団法人 鳥取県消防設備保守協会	昭和54年3月27日	鳥取市田園町三丁目124	知事	防災監	消防課
3	社団法人 鳥取県エルピーガス協会	昭和56年8月10日	鳥取市田園町三丁目124	知事	防災監	消防課
4	財団法人 鳥取県政会館	昭和42年12月26日	鳥取市西町一丁目126	知事	総務部	総務課
5	財団法人 共立学園	昭和27年3月6日	倉吉市西町2705	知事	総務部	教育・学術振興課
6	財団法人 鳥取県職員互助会	昭和58年4月1日	鳥取市東町一丁目220	知事	総務部	職員課
7	財団法人 米子市開発公社	昭和36年9月25日	米子市中町20	知事	総務部	市町村振興課
8	財団法人 鳥取開発公社	昭和37年9月17日	鳥取市西町二丁目311	知事	総務部	市町村振興課
9	財団法人 鳥取市市町村振興協会	昭和54年4月2日	鳥取市東町一丁目220	知事	総務部	市町村振興課
10	財団法人 西伯町地域振興会	昭和56年4月1日	西伯郡西伯町大字法勝寺377-1	知事	総務部	市町村振興課
11	財団法人 名和町地域振興会	昭和57年7月29日	西伯郡名和町大字御来屋328	知事	総務部	市町村振興課
12	財団法人 鳥取市市町村職員互助会	昭和58年4月1日	鳥取市永楽温泉町556	知事	総務部	市町村振興課
13	財団法人 鳥取県国際交流財団	平成2年11月1日	鳥取市湖山町西四丁目110-5	知事	総務部	国際課
14	財団法人 鳥取市人権情報センター	平成11年3月31日	鳥取市幸町151	知事	総務部	人権推進課
15	財団法人 鳥取県部落解放研究所	昭和62年6月1日	鳥取市扇町21	知事	総務部	同和对策課
16	財団法人 とっとり政策総合研究センター	平成7年6月19日	鳥取市扇町7-1	知事	企画部	企画振興課
17	財団法人 用瀬町ふるさと振興事業団	平成4年4月1日	八頭郡用瀬町大字別府33-3	知事	企画部	地域自立戦略課
18	財団法人 やすらぎの里せきがね振興公社	平成7年2月28日	東伯郡関金町大字関金宿1139	知事	企画部	地域自立戦略課
19	財団法人 鳥取県情報センター	昭和44年3月29日	鳥取市東町一丁目220	知事	企画部	情報政策課
20	財団法人 鳥取県文化振興財団	平成4年10月1日	鳥取市尚徳町101-5	知事	企画部	文化芸術課
				教委	教育委員会事務局	文化課
21	財団法人 鳥取童謡・おもちゃ館	平成6年10月1日	鳥取市西町三丁目202	知事	企画部	文化芸術課
22	財団法人 中海水鳥国際交流基金財団	平成7年3月20日	米子市彦名新田665	知事	企画部	国内交流推進室
23	財団法人 因幡街道ふるさと振興財団	平成12年5月24日	八頭郡智頭町大字智頭396	知事	企画部	国内交流推進室
24	財団法人 鳥取県観光事業団	昭和54年10月12日	鳥取市本町三丁目102	知事	企画部	観光課
25	財団法人 溝口町観光開発事業団	昭和62年4月1日	日野郡溝口町溝口647	知事	企画部	観光課
26	財団法人 若桜町観光開発事業団	平成元年10月11日	八頭郡若桜町大字米635-13	知事	企画部	観光課
27	財団法人 とっとりコンベンションビューロー	平成7年7月7日	米子市末広町74	知事	企画部	観光課
28	財団法人 鳥取県遺族会	昭和35年7月15日	鳥取市立川町六丁目176	知事	福祉保健部	福祉保健課
29	財団法人 米子市福祉事業団	昭和47年5月26日	米子市中町20	知事	福祉保健部	福祉保健課
30	財団法人 うなばら福祉事業団	昭和49年7月3日	西伯郡日吉津村大字日吉津872-15	知事	福祉保健部	福祉保健課
31	財団法人 三朝町福祉事業団	昭和52年7月1日	東伯郡三朝町大字三朝973-1	知事	福祉保健部	福祉保健課
				教委	教育委員会事務局	体育保健課
32	社団法人 鳥取県視覚障害者福祉協会	昭和48年7月16日	米子市皆生温泉二丁目19-48	知事	福祉保健部	障害福祉課
33	社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会	昭和60年8月24日	鳥取市伏野1729-5	知事	福祉保健部	障害福祉課
34	社団法人 鳥取県老人クラブ連合会	平成2年5月1日	鳥取市伏野1729-5	知事	福祉保健部	長寿社会課
35	財団法人 帝京鳥取健康福祉振興会	平成4年11月24日	西伯郡岸本町須村1194	知事	福祉保健部	長寿社会課
36	財団法人 伯耆しあわせの郷事業団	平成4年12月8日	倉吉市小田458	知事	福祉保健部	長寿社会課
37	財団法人 角四会	昭和27年7月24日	米子市角盤町四丁目109	知事	福祉保健部	子ども家庭課
38	財団法人 鳥取県連合母子会	昭和37年5月1日	鳥取市伏野1729-5	知事	福祉保健部	子ども家庭課
39	財団法人 みどり保育園	昭和53年10月1日	東伯郡東伯町大字徳万254-6	知事	福祉保健部	子ども家庭課
40	社団法人 鳥取大学医学部医師会	昭和22年11月10日	米子市西町36-1	知事	福祉保健部	医療事業課
41	社団法人 鳥取県東部歯科医師会	昭和22年11月10日	鳥取市富安二丁目84	知事	福祉保健部	医療事業課
42	社団法人 鳥取県歯科医師会	昭和22年11月15日	鳥取市吉方温泉三丁目751-5	知事	福祉保健部	医療事業課
43	社団法人 鳥取県医師会	昭和22年11月28日	鳥取市戎町317	知事	福祉保健部	医療事業課
44	社団法人 鳥取県中部医師会	昭和22年12月5日	倉吉市旭町18	知事	福祉保健部	医療事業課
45	社団法人 鳥取県西部歯科医師会	昭和26年4月1日	米子市両三柳104-1	知事	福祉保健部	医療事業課
46	社団法人 鳥取県西部医師会	昭和27年4月1日	米子市久米町136	知事	福祉保健部	医療事業課
47	社団法人 鳥取県中部歯科医師会	昭和28年11月29日	倉吉市東巖城町68	知事	福祉保健部	医療事業課
48	社団法人 鳥取県鍼灸マッサージ師会	昭和30年2月23日	鳥取市本町三丁目102	知事	福祉保健部	医療事業課
49	社団法人 鳥取県薬剤師会	昭和31年6月15日	鳥取市吉方温泉三丁目751	知事	福祉保健部	医療事業課
50	社団法人 鳥取県東部医師会	昭和47年4月22日	鳥取市富安一丁目62	知事	福祉保健部	医療事業課
51	社団法人 鳥取県柔道整復師会	昭和52年4月16日	鳥取市吉方町二丁目416	知事	福祉保健部	医療事業課
52	社団法人 鳥取県放射線技師会	昭和53年4月1日	東伯郡北条町国坂728-19	知事	福祉保健部	医療事業課
53	社団法人 鳥取県鍼灸師会	昭和56年4月10日	鳥取市吉方町二丁目121	知事	福祉保健部	医療事業課
54	社団法人 鳥取県あん摩マッサージ指圧師会	昭和59年2月16日	米子市皆生温泉二丁目19-48	知事	福祉保健部	医療事業課
55	社団法人 鳥取県看護協会	昭和60年8月30日	鳥取市江津318-1	知事	福祉保健部	医療事業課
56	社団法人 鳥取県薬種商協会	昭和62年4月1日	鳥取市扇町105	知事	福祉保健部	医療事業課

57	社団法人	鳥取県臨床衛生検査技師会	平成4年4月1日	米子市米原二丁目1309	知事	福祉保健部	医務案事課
58	財団法人	鳥取県機器バンク	平成6年3月25日	鳥取市東町一丁目220	知事	福祉保健部	医務案事課
59	社団法人	鳥取県調理師連合会	昭和34年12月1日	東伯郡三朝町大字三朝910-4	知事	福祉保健部	健康対策課
60	財団法人	鳥取県保健事業団	昭和52年4月1日	鳥取市立川町六丁目176	知事	福祉保健部	健康対策課
61	社団法人	鳥取県栄養士会	昭和60年11月21日	倉吉市駄経寺町212-5	知事	福祉保健部	健康対策課
62	財団法人	東郷温泉龍鳳閣振興公社	平成7年3月1日	東伯郡東郷町大字引地560-7	知事	福祉保健部	健康対策課
63	財団法人	羽合温泉開発公社	昭和61年2月27日	東伯郡羽合町大字久留19-1	知事	生活環境部	環境政策課
64	社団法人	鳥取県産業環境協会	平成10年3月10日	鳥取市二階町一丁目221	知事	生活環境部	環境政策課
65	社団法人	鳥取県漁友会	昭和35年11月9日	鳥取市湖山町西二丁目413	知事	生活環境部	環境政策課
66	財団法人	鳥取市環境事業公社	昭和45年6月29日	鳥取市秋里1031-2	知事	生活環境部	循環型社会推進課
67	財団法人	米子市生活環境公社	昭和53年12月21日	米子市中町20	知事	生活環境部	循環型社会推進課
68	社団法人	鳥取県産業廃棄物協会	平成3年7月6日	倉吉市上井町一丁目138	知事	生活環境部	循環型社会推進課
69	財団法人	鳥取県環境管理事業センター	平成6年12月27日	鳥取市東町二丁目308	知事	生活環境部	循環型社会推進課
70	財団法人	鳥取県東部環境管理公社	平成9年3月19日	鳥取市伏野2220	知事	生活環境部	循環型社会推進課
71	財団法人	倉吉太陽霊園	昭和42年11月6日	倉吉市和田町向山912	知事	生活環境部	県民生活課
72	社団法人	鳥取県ビルメンテナンス協会	昭和49年5月2日	米子市弥生町2	知事	生活環境部	県民生活課
73	社団法人	鳥取県ダンパー協会	昭和52年8月12日	鳥取市富安一丁目152	知事	生活環境部	県民生活課
74	財団法人	鳥取県生活衛生営業指導センター	昭和59年2月15日	鳥取市大槻町13-1	知事	生活環境部	県民生活課
75	社団法人	鳥取県食品衛生協会	昭和57年7月29日	鳥取市東町一丁目271	知事	生活環境部	食の安全推進課
76	財団法人	鳥取県食肉肉衛生協会	平成4年2月13日	西伯郡名和町大字小竹1291-7	知事	生活環境部	食の安全推進課
77	社団法人	鳥取県宅地建物取引業協会	昭和37年7月25日	鳥取市川端二丁目125	知事	生活環境部	住宅環境課
78	財団法人	鳥取県天神川流域下水道公社	昭和57年8月1日	東伯郡羽合町大字長瀬1517	知事	生活環境部	住宅環境課
79	社団法人	鳥取県浄化槽協会	昭和52年9月10日	鳥取市松並町二丁目160	知事	生活環境部	住宅環境課
80	社団法人	鳥取県経営者協会	昭和24年2月5日	鳥取市扇町3	知事	商工労働部	経済政策課
81	社団法人	米子青年会議所	昭和49年1月5日	米子市久米町127	知事	商工労働部	経済政策課
82	社団法人	鳥取青年会議所	昭和49年12月9日	鳥取市本町三丁目102	知事	商工労働部	経済政策課
83	社団法人	倉吉青年会議所	昭和50年5月8日	倉吉市明治町1037-11	知事	商工労働部	経済政策課
84	社団法人	境港青年会議所	昭和52年1月14日	境港市上道町3147	知事	商工労働部	経済政策課
85	社団法人	東伯青年会議所	昭和63年3月8日	東伯郡東伯町大字八橋942	知事	商工労働部	経済政策課
86	社団法人	鳥取県貸金業協会	昭和49年12月7日	鳥取市元町428-2	知事	商工労働部	経済政策課
87	社団法人	鳥取県情報産業協会	平成5年8月9日	鳥取市若菜台南七丁目5-1	知事	商工労働部	産業開発課
88	財団法人	鳥取県産業振興機構	昭和48年7月23日	鳥取市若菜台南七丁目5-1	知事	商工労働部	産業開発課
89	財団法人	米子勤労総合福祉センター	昭和49年3月29日	米子市尾高2377	知事	商工労働部	労働雇用課
90	社団法人	鳥取県障害者雇用促進協会	昭和52年6月1日	鳥取市扇町7	知事	商工労働部	労働雇用課
91	財団法人	鳥取県労働者福祉協議会	昭和55年1月22日	鳥取市天神町30-5	知事	商工労働部	労働雇用課
92	社団法人	鳥取県雇用促進協会	昭和55年8月1日	鳥取市東品治町102	知事	商工労働部	労働雇用課
93	社団法人	鳥取市シルバー人材センター	昭和56年7月1日	鳥取市幸町73	知事	商工労働部	労働雇用課
94	社団法人	米子広域シルバー人材センター	昭和58年2月2日	米子市錦町一丁目110	知事	商工労働部	労働雇用課
95	社団法人	倉吉市シルバー人材センター	昭和62年10月1日	倉吉市鍛冶町一丁目2971-2	知事	商工労働部	労働雇用課
96	社団法人	境港市シルバー人材センター	平成3年10月4日	境港市竹内町40	知事	商工労働部	労働雇用課
97	社団法人	南部広域シルバー人材センター	平成4年10月1日	西伯郡西伯町大字法勝寺170	知事	商工労働部	労働雇用課
98	財団法人	ふるさと鳥取県定住機構	平成6年9月30日	鳥取市立川町六丁目176	知事	商工労働部	労働雇用課
99	社団法人	鳥取県勤労者福祉施設協会	平成7年3月22日	鳥取市富安二丁目61	知事	商工労働部	労働雇用課
100	社団法人	鳥取県シルバー人材センター連合会	平成10年9月22日	米子市角盤町一丁目76	知事	商工労働部	労働雇用課
101	財団法人	鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター	平成12年3月31日	鳥取市本町三丁目102	知事	商工労働部	労働雇用課
102	社団法人	智頭町シルバー人材センター	平成12年5月23日	八頭郡智頭町大字智頭1795-1	知事	商工労働部	労働雇用課
103	財団法人	米子市勤労者福祉サービスセンター	平成14年3月29日	米子市中町20	知事	商工労働部	労働雇用課
104	社団法人	岩美町シルバー人材センター	平成14年11月22日	岩美郡岩美町大字浦富1041-1	知事	商工労働部	労働雇用課
105	財団法人	園芸産業研究所	昭和47年12月11日	八頭郡八東町大字安井宿132-5	知事	農林水産部	農政課
106	社団法人	水温協会	平成5年5月21日	米子市大篠津町3795-12	知事	農林水産部	農政課
107	財団法人	境港市農業公社	平成5年9月30日	境港市上道町3000	知事	農林水産部	農政課
108	財団法人	鹿野ふるさと振興公社	平成6年3月28日	気高郡鹿野町大字今市418-2	知事	農林水産部	農政課
109	財団法人	西伯町農村振興公社	平成7年3月13日	西伯郡西伯町大字法勝寺377-1	知事	農林水産部	農政課
110	財団法人	都家町農林業豊稔公社	平成7年3月30日	八頭郡都家町大字宮谷200-1	知事	農林水産部	農政課
111	財団法人	日野町農林振興公社	平成10年2月6日	日野郡日野町根雨380	知事	農林水産部	農政課
112	財団法人	鳥取県農業担い手育成基金	平成3年12月27日	鳥取市東町一丁目220	知事	農林水産部	経営支援課
113	財団法人	国府町農業公社	平成7年3月31日	岩美郡国府町大字町屋305-1	知事	農林水産部	経営支援課
114	財団法人	岩美町農業振興公社	平成7年5月24日	岩美郡岩美町大字浦富2475-90	知事	農林水産部	経営支援課
115	財団法人	ふるさとあおや農業公社	平成8年3月29日	気高郡青谷町大字青谷4053	知事	農林水産部	経営支援課
116	財団法人	溝口町農業振興公社	平成12年3月27日	日野郡溝口町溝口647	知事	農林水産部	経営支援課
117	財団法人	鳥取県農業開発公社	昭和44年10月9日	鳥取市立川町六丁目176	知事	農林水産部	経営支援課

118	財団法人 日南町地域振興公社	昭和62年3月31日	日野郡日南町霞800	知事	農林水産部	経営支援課
119	財団法人 鳥取農協職員共済会	昭和43年11月1日	鳥取市未広温泉町723	知事	農林水産部	団体指導課
120	財団法人 鳥取農協振興基金	昭和57年8月10日	鳥取市未広温泉町723	知事	農林水産部	団体指導課
121	財団法人 鳥取県野菜価格安定基金協会	昭和46年8月5日	鳥取市未広温泉町724	知事	農林水産部	生産振興課
122	社団法人 境港植物検疫協会	昭和48年7月23日	境港市外江町3698	知事	農林水産部	生産振興課
123	社団法人 鳥取県果実生産出荷安定基金協会	昭和62年3月20日	鳥取市未広温泉町724	知事	農林水産部	生産振興課
124	社団法人 鳥取県獣医師会	昭和28年9月18日	鳥取市立川町六丁目176	知事	農林水産部	畜産課
125	社団法人 鳥取県畜産推進機構	昭和30年12月27日	鳥取市未広温泉町723	知事	農林水産部	畜産課
126	財団法人 鳥取県畜産振興協会	昭和41年5月16日	鳥取市立川町六丁目176	知事	農林水産部	畜産課
127	社団法人 鳥取県家畜産物衛生指導協会	昭和49年2月1日	鳥取市東町一丁目220	知事	農林水産部	畜産課
128	社団法人 鳥取県配合飼料価格安定基金協会	昭和50年5月30日	鳥取市南栄町16	知事	農林水産部	畜産課
129	財団法人 鳥取県動物臨床医学研究所	平成3年3月16日	倉吉市八屋214-10	知事	農林水産部	畜産課
130	社団法人 奥谷山林保存会	昭和31年2月8日	米子市奥谷571	知事	農林水産部	林政課
131	社団法人 五千石種山林保存会	昭和35年5月9日	米子市八幡692-1	知事	農林水産部	林政課
132	財団法人 八頭林業会館	昭和40年5月11日	鳥取市西町一丁目118	知事	農林水産部	林政課
133	社団法人 河内山林保存会	昭和40年7月5日	気高郡鹿野町大字河内445	知事	農林水産部	林政課
134	財団法人 鳥取県造林公社	昭和41年4月13日	鳥取市立川町六丁目176	知事	農林水産部	林政課
135	財団法人 鳥取県林業担い手育成財団	昭和49年10月9日	鳥取市湖山町西二丁目413	知事	農林水産部	林政課
136	財団法人 鳥取県乾椎茸価格安定基金協会	昭和59年12月10日	鳥取市未広温泉町724	知事	農林水産部	林政課
137	社団法人 鳥取県緑化推進委員会	平成8年4月12日	鳥取市東町一丁目220	知事	農林水産部	林政課
138	社団法人 境港水産加工汚水処理公社	昭和47年11月14日	境港市昭和町12-19	知事	農林水産部	水産課
139	社団法人 境港水産振興協会	昭和53年3月22日	境港市昭和町官有無番地	知事	農林水産部	水産課
140	財団法人 鳥取県栽培漁業協会	昭和56年3月25日	東伯郡泊村石脇無番地	知事	農林水産部	水産課
141	財団法人 鳥取県魚の豊かな川づくり基金	平成6年3月4日	鳥取市東町一丁目220	知事	農林水産部	水産課
142	財団法人 鳥取民芸美術館	昭和37年7月10日	鳥取市栄町651	知事	商工労働部・農林水産部	市場開拓課
143	社団法人 鳥取県物産協会	昭和48年1月1日	鳥取市未広温泉町160	知事	商工労働部・農林水産部	市場開拓課
144	社団法人 鳥取県建設業協会	昭和37年5月22日	鳥取市西町二丁目310	知事	県土整備部	管理課
145	社団法人 鳥取県管工事業協会	昭和45年11月2日	鳥取市松並町二丁目160	知事	県土整備部	管理課
146	社団法人 鳥取県造園建設業協会	昭和48年6月12日	鳥取市西町二丁目310	知事	県土整備部	管理課
147	社団法人 鳥取県測量設計業協会	昭和52年10月15日	鳥取市本町三丁目102	知事	県土整備部	管理課
148	財団法人 鳥取県建設技術センター	昭和57年4月1日	倉吉市福庭町二丁目23	知事	県土整備部	管理課
149	社団法人 鳥取県土木施工管理技士会	昭和62年2月18日	鳥取市西町二丁目310	知事	県土整備部	管理課
150	社団法人 鳥取県電業協会	昭和62年2月28日	鳥取市西町一丁目206	知事	県土整備部	管理課
151	社団法人 鳥取市緑花協会	昭和48年7月14日	鳥取市尚徳町116	知事	県土整備部	都市計画課
152	財団法人 鳥取市公園・スポーツ施設協会	昭和51年12月10日	鳥取市吉成三丁目1-5	知事	県土整備部	都市計画課
153	財団法人 米子市公園協会	平成2年7月1日	米子市中町20	知事	県土整備部	都市計画課
154	社団法人 鳥取県不動産鑑定士協会	平成7年12月13日	鳥取市東町三丁目171	知事	県土整備部	都市計画課
155	社団法人 鳥取県採石協会	昭和49年3月20日	鳥取市富安一丁目152	知事	県土整備部	治山砂防課
156	社団法人 鳥取県建築士会	昭和33年7月7日	鳥取市田園町三丁目375	知事	県土整備部	建築課
157	社団法人 鳥取県建築士事務所協会	昭和48年7月23日	鳥取市西町二丁目102	知事	県土整備部	建築課
158	社団法人 鳥取県建築技能近代化協会	昭和48年10月1日	倉吉市上井町81-1	知事	県土整備部	建築課
159	社団法人 鳥取県設備設計事務所協会	平成12年6月30日	鳥取市瓦町507-1	知事	県土整備部	建築課
160	財団法人 鳥取県建築住宅検査センター	平成12年9月12日	鳥取市田園町三丁目375	知事	県土整備部	建築課
161	財団法人 鳥取県警察職員互助会	昭和59年3月31日	鳥取市東町一丁目220	知事	警察本部	厚生課
162	社団法人 鳥取県警備業協会	昭和63年2月5日	鳥取市富安一丁目213-3	知事	警察本部	生活安全企画課
163	社団法人 鳥取県防犯連合会	昭和62年5月15日	鳥取市大塚町13-1	知事	警察本部	生活安全企画課
164	財団法人 暴力団放鳥取県民会議	平成4年7月1日	鳥取市本町三丁目102	知事	警察本部	暴力団対策課
165	財団法人 鳥取県交通安全協会	昭和43年12月23日	鳥取市東町一丁目220	知事	警察本部	交通安全企画課
166	社団法人 鳥取県指定自動車学校協会	昭和60年5月1日	鳥取市千代水二丁目8	知事	警察本部	運転免許課
167	社団法人 鳥取県私学振興会	昭和37年5月30日	鳥取市西町一丁目202	教委	教育委員会事務局	教育総務課
168	社団法人 鳥取県私立学校協会	昭和39年9月10日	鳥取市西町一丁目202	教委	教育委員会事務局	教育総務課
169	財団法人 鳥取県教育文化財団	昭和48年3月26日	鳥取市立川町六丁目176	教委	教育委員会事務局	教育総務課
170	財団法人 鳥取県護国神社奉賛会	昭和52年4月6日	鳥取市浜坂1318-53	教委	教育委員会事務局	教育総務課
171	財団法人 鳥取バイオサイエンス振興会	平成6年2月25日	米子市尾高町47	教委	教育委員会事務局	教育総務課
172	財団法人 鳥取県教育会館	昭和55年2月25日	米子市博労町四丁目352	教委	教育委員会事務局	教育総務課
173	財団法人 鳥取県教育関係職員互助会	昭和47年8月1日	鳥取市東町一丁目271	教委	教育委員会事務局	教育総務課
174	財団法人 佐武会	昭和41年5月31日	日野郡日南町福塚1148-1	教委	教育委員会事務局	小中学校課
175	財団法人 晩登育英会	大正3年7月10日	東伯郡大栄町大字由良宿1175	教委	教育委員会事務局	高等学校課
176	財団法人 三松奨学育英会	昭和29年4月19日	倉吉市葵町722	教委	教育委員会事務局	高等学校課
177	財団法人 竹歳敬夫奨学育英会	昭和44年12月3日	東伯郡大栄町大字由良宿423-1	教委	教育委員会事務局	高等学校課
178	財団法人 鳥取県育英会	昭和30年11月1日	鳥取市東町一丁目271	教委	教育委員会事務局	高等学校課

179	財団法人 境港うなばら水産奨学会	昭和60年12月10日	境港市栄町65	教委	教育委員会事務局	高等学校課
180	財団法人 鳥取県高等学校教育振興会	昭和61年4月25日	鳥取市扇町21	教委	教育委員会事務局	高等学校課
181	財団法人 鳥取県教育弘済会	昭和63年8月2日	鳥取市末広温泉町608	教委	教育委員会事務局	高等学校課
182	財団法人 長谷育英奨学会	平成5年11月1日	鳥取市若桜町39	教委	教育委員会事務局	高等学校課
183	財団法人 坂口奨学館	大正3年6月24日	米子市尾高町66	教委	教育委員会事務局	高等学校課
184	財団法人 鳥取県ボーイスカウト運動維持財団	昭和51年10月22日	鳥取市吉方温泉三丁目106	教委	教育委員会事務局	生涯学習課
185	財団法人 鳥取市社会教育事業団	昭和52年3月30日	鳥取市片原一丁目205	教委	教育委員会事務局	生涯学習課
186	財団法人 昭和教育会	昭和7年6月17日	八頭郡佐治村大字加茂1547	教委	教育委員会事務局	生涯学習課
187	財団法人 思齊社	昭和5年9月22日	八頭郡八東町大字才代48-1	教委	教育委員会事務局	生涯学習課
188	社団法人 ハーモニカレッジ	平成13年4月23日	八頭郡八東町大字才代299	教委	教育委員会事務局	生涯学習課
189	財団法人 史跡鳥取藩主池田家墓所保存会	昭和45年11月7日	鳥取市東町一丁目271	教委	教育委員会事務局	文化課
190	財団法人 鳥取市教育福祉振興会	昭和47年2月9日	鳥取市西町二丁目311	教委	教育委員会事務局	文化課
191	財団法人 国府町教育文化事業団	昭和57年7月1日	岩美郡国府町大字町屋305-1	教委	教育委員会事務局	文化課
192	財団法人 米子市教育文化事業団	昭和57年11月1日	米子市東町161-2	教委	教育委員会事務局	文化課
193	財団法人 淀江町教育文化事業団	昭和61年1月21日	西伯郡淀江町大字西原708-4	教委	教育委員会事務局	文化課
194	財団法人 渡辺美術館	昭和62年4月30日	鳥取市覚寺1-55-1	教委	教育委員会事務局	文化課
195	財団法人 河原町教育文化事業団	昭和63年4月9日	八頭郡河原町大字谷一木1011	教委	教育委員会事務局	文化課
196	財団法人 ごうぎん鳥取文化振興財団	平成4年3月2日	鳥取市栄町402	教委	教育委員会事務局	文化課
197	財団法人 境港市文化福祉財団	平成5年10月14日	境港市上道町3000	教委	教育委員会事務局	文化課
198	財団法人 植田正治写真美術財団	平成7年4月1日	西伯郡岸本町須村353-3	教委	教育委員会事務局	文化課
199	財団法人 鳥取市文化財団	平成12年1月18日	鳥取市上町88	教委	教育委員会事務局	文化課
200	財団法人 鳥取県学校給食会	昭和33年5月1日	鳥取市安長387-1	教委	教育委員会事務局	体育保健課
201	財団法人 尚徳会	昭和39年12月26日	鳥取市東町一丁目201	教委	教育委員会事務局	体育保健課
202	財団法人 鳥取市学校給食会	昭和46年4月1日	鳥取市西町二丁目311	教委	教育委員会事務局	体育保健課
203	財団法人 鳥取県体育協会	昭和48年12月21日	鳥取市布勢146-1	教委	教育委員会事務局	体育保健課
204	財団法人 米子市学校給食会	昭和49年4月1日	米子市東福原五丁目6-41	教委	教育委員会事務局	体育保健課
205	財団法人 岸本町スポーツ振興事業団	昭和54年7月12日	西伯郡岸本町吉長37-3	教委	教育委員会事務局	体育保健課
206	財団法人 倉吉市教育振興事業団	昭和57年8月1日	倉吉市葵町722	教委	教育委員会事務局	体育保健課
207	財団法人 郡家町教育文化事業団	昭和61年7月31日	八頭郡郡家町大字郡家493	教委	教育委員会事務局	体育保健課
208	財団法人 鳥取県水泳連盟	昭和63年4月25日	鳥取市天神町50-3	教委	教育委員会事務局	体育保健課
209	財団法人 北条スポーツクラブ	平成5年3月22日	東伯郡北条町田井428-1	教委	教育委員会事務局	体育保健課
210	財団法人 澤蔵記念スポーツ振興基金	平成8年1月11日	鳥取市末広温泉町456	教委	教育委員会事務局	体育保健課

注 担当課は、平成15年7月1日現在で記載している。

## 鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成14年度に係る財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成16年3月19日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦  
 鳥取県監査委員 井 上 耐 子  
 鳥取県監査委員 石 村 祐 輔  
 鳥取県監査委員 鍵 谷 純 三

### 1 監査の結果に関する報告

#### (1) 監査の概要

##### ア 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査については、次の点を主な着眼点として実施した。

(ア) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）については、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正か

つ効率的に行われているか。

(イ) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を5,000万円以上交付している団体並びに単県補助金等を2,000万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）については、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(ウ) 公の施設の管理を委託している団体（以下「管理委託団体」という。）については、関係法令等を遵守し、委託業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

#### イ 監査の実施時期

平成15年2月から平成16年2月までの間に実施した。

#### ウ 監査の実施方法

監査は、監査実施機関に出向き、関係書類、事務・事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として実施した。

#### エ 監査実施機関の数

区 分	監査対象機関の数	監査実施機関の数
出 資 団 体	42団体	20団体
補助金等交付団体	91団体	26団体
管 理 委 託 団 体	18団体	5 団体
合 計	111団体	34団体

注 合計の数値は、出資団体、補助金等交付団体及び管理委託団体の数のうち、重複する団体の数を除いた数値である。

#### オ 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 山田 次彦  
同 井上 耐子  
同 石村 祐輔  
同 鍵谷 純三

### (2) 監査結果

#### ア 概 要

出資団体、補助金等交付団体及び管理委託団体における出納その他の事務の執行については全体としておおむね適正に行われていたが、一部の契約事務、補助金等の執行に関する事務、財産管理事務等の処理について不適正なものがあり、イの実施状況に記載のとおり指摘したので、これらの点を改善するよう該当する団体に対し指導を行われたい。

なお、事務の処理等について改善を要すると認められた次に掲げる事項について該当する団体に対し文書により注意を行ったので、今後適切な指導を行われたい。

#### (ア) 収入事務

収入の年度区分の誤りその他の収入事務手続の不適正

#### (イ) 支出事務

支出の年度区分の誤り

#### (ウ) 契約事務

予定価格の未設定、随意契約の理由及び契約書記載内容の不適正その他の契約事務手続の不適正

#### (エ) 補助金等の執行に関する事務

不必要な補助金等の概算払請求、受入れその他の補助金等の執行に関する事務の不適正

## (オ) その他

会計帳簿及び計算書類に対する注記の未作成等

## イ 実施状況

## (ア) 総務部所管団体

## a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県国際交流財団	平成15年12月19日	出資金額	628,412,717円
		出資比率	63.7%
		補助金等	47,711,500円
		委託料	42,815,783円
学校法人矢谷学園	平成16年1月15日	補助金等	534,452,575円
学校法人米子永島学園	平成15年11月25日	補助金等	393,152,684円
社団法人鳥取県人権文化センター	平成16年1月15日	補助金等	31,298,418円
		委託料	13,720,070円

注 委託料とは、公の施設の管理委託料をいう。

## b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を行うよう指導されたい。

平成14年度鳥取県私立高等学校運営費補助金のうち「きめ細かな学習指導推進事業」について、補助対象となっていない非常勤職員の人件費を補助対象としており、過大な交付となっていた。

(学校法人米子永島学園：所管課 教育・学術振興課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (イ) 企画部所管団体

## a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県情報センター	平成16年1月23日	出資金額	50,000円
		出資比率	50%
財団法人鳥取県文化振興財団	平成15年11月26日	出資金額	2,000,000,000円
	平成15年12月19日	出資比率	100%
		委託料	482,827,514円
財団法人因幡街道ふるさと振興財団	平成15年12月18日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	38.3%
第17回国民文化祭鳥取県実行委員会	平成15年3月14日	補助金等	1,214,586,652円
鳥取県文化団体連合会	平成16年1月23日	補助金等	24,829,254円
社団法人鳥取県観光連盟	平成16年1月15日	補助金等	174,276,983円

注 委託料とは、公の施設の管理委託料をいう。

## b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を行うよう指導されたい。

セキュリティポリシー調査に係る業務委託契約において、予定価格の設定、見積書の徴取及び検査

調書の作成が行われておらず、また、日付をさかのぼって契約していた。

(財団法人鳥取県情報センター：所管課 情報政策課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(ウ) 福祉保健部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政的援助等の概要	
		出資金額	補助金等
財団法人鳥取県臓器バンク	平成16年 1月23日	出資金額	52,640,000円
		出資比率	59.5%
		補助金等	7,369,358円
財団法人鳥取県保健事業団	平成16年 1月22日	出資金額	200,000円
		出資比率	28.6%
		補助金等	8,271,741円
鳥取県民生児童委員協議会	平成16年 1月14日	補助金等	26,837,600円
社会福祉法人あすなる会	平成15年12月19日	補助金等	583,292,498円
社会福祉法人みのり福祉会	平成15年11月26日	補助金等	245,137,300円
医療法人同愛会博愛病院	平成15年11月25日	補助金等	750,721,341円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を行うよう指導されたい。

小型貨物自動車の取得について、財務規程に規定する予定価格調書の作成が行われていなかったもの及び競争入札に付すべきところを随意契約としていたものがあった。

(財団法人鳥取県保健事業団：所管課 健康対策課)

鳥取県地区民生委員協議会活動推進費補助金のうち地区民生委員協議会に対する間接補助金について、補助金交付手続によらず、単に助成費として地区民生委員協議会に配分し、間接補助金に発生していた不用額の返還を求めず、全額執行済として県に実績報告書を提出していた。

(鳥取県民生児童委員協議会：所管課 福祉保健課)

知的障害児施設及び知的障害者更生施設の新築工事の設計・工事監理業務委託契約について、経理規程に規定する予定価格の設定が行われていなかった。

(社会福祉法人あすなる会：所管課 障害福祉課)

母子生活支援施設新築工事の設計・工事監理業務委託契約について、経理規程に規定する予定価格の設定が行われていなかった。

(社会福祉法人みのり福祉会：所管課 子ども家庭課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(エ) 生活環境部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政的援助等の概要	
		出資金額	補助金等
財団法人鳥取県環境管理事業センター	平成16年 1月15日	出資金額	66,666,667円
		出資比率	34.0%
		補助金等	73,824,000円
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	平成15年12月22日	出資金額	2,000,000円
		出資比率	44.2%

財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	平成15年11月25日	補助金等	24,116,646円
		出資金額	1,500,000円
		出資比率	50%
		委託料	501,174,936円

注 委託料とは、公の施設の管理委託料をいう。

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(オ) 商工労働部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県産業振興機構	平成15年12月18日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		補助金等	1,175,658,481円
千代三洋工業株式会社	平成16年1月14日	出資金額	40,000,000円
		出資比率	40%
鳥取県商工会連合会	平成16年1月22日	補助金等	705,225,502円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を行うよう指導されたい。

なお、未収債権の回収に当たっては、厳しい経済情勢が続く中、滞納者個々の実情を十分把握し、支払期日の変更等関係規程に基づくきめ細かな対策も講じた上、未収債権の解消に努めるよう指導されたい。

すべての委託契約について、財務規程に規定する予定価格の設定が行われていなかった。

(財団法人鳥取県産業振興機構：所管課 産業開発課)

設備貸与事業及びハイテク設備貸与事業について、割賦販売代金及びリース料の未収債権の額及び率ともに増加し、未収債権額が多額となっていた。

(財団法人鳥取県産業振興機構：所管課 経済政策課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(カ) 農林水産部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政的援助等の概要	
社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	平成16年1月14日	出資金額	7,500,000円
		出資比率	25%
		補助金等	8,774,393円
財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	平成16年1月14日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	75%
		補助金等	4,860,949円
株式会社鳥取林業サービス	平成15年12月18日	出資金額	48,000,000円
		出資比率	40%
		補助金等	4,224,750円



財団法人鳥取県造林公社	平成15年12月19日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	1,233,971,388円
鳥取県漁業信用基金協会	平成16年 1月22日	出資金額	255,450,000円
		出資比率	35.2%
		補助金等	1,909,082円
財団法人鳥取県栽培漁業協会	平成15年11月25日	出資金額	218,000,000円
		出資比率	93.6%
		補助金等	3,726,000円
鳥取県農業会議	平成16年 1月22日	補助金等	64,270,000円
日南町森林組合	平成15年11月26日	補助金等	202,811,321円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を行うよう指導されたい。

基金の管理について、公社債投資信託の受益証券及び社債券の保有額が業務方法書に規定する保有限度額を超過していた。 (鳥取県漁業信用基金協会：所管課 水産課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(キ) 県土整備部所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政的援助等の概要	
		鳥取県土地開発公社	平成15年12月19日
		出資比率	100%
		補助金等	30,362,061円

b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(ク) 教育委員会所管団体

a 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政的援助等の概要	
		社団法人鳥取県私学振興会	平成15年12月18日
出資比率	27.2%		
補助金等	102,848,000円		
財団法人鳥取県教育文化財団	平成15年12月22日	出資金額	100,000円
		出資比率	100%
		補助金等	20,151,806円
		委託料	193,164,477円
財団法人鳥取県育英会	平成15年12月22日	補助金等	34,366,446円

注 委託料とは、公の施設の管理委託料をいう。

## b 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を行うよう指導されたい。

貸借対照表、財産目録等の計算書類の作成において、普通預金、未収金等の計上額に誤りがあった。

(財団法人鳥取県教育文化財団：所管課 教育総務課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## 2 監査意見

## (1) 総務部

## ア 私立学校に対する運営費補助金の算出基準について(所管課 教育・学術振興課)

私立学校(私立の高等学校、中学校、幼稚園及び専修学校をいう。以下同じ。)に対する運営費補助金については、私立学校運営費補助金算出基準により、主に当該私立学校の前年度の決算額を元に補助金が交付されている。

しかし、決算額には、教職員に対する香典・見舞金、内部関係者の懇親会経費及び中元・歳暮代金、法人本部の業務を兼務する職員の人件費の全額等が含まれており、これらの経費は補助対象経費として適当でないと思われるので、県は、算出基準の見直しを検討されたい。

## イ 財団法人鳥取県国際交流財団における山陰・夢みなと博覧会記念基金の運用について(所管課 国際課)

財団法人鳥取県国際交流財団は、任意団体であるJR高速化鳥取県民募金委員会からの9億円の寄附要請に対し、募金の状況を勘案して山陰・夢みなと博覧会記念基金から6億9千万円の寄附及び2億1千万円の貸付けを行っている。

このうち貸付けは、無担保・無保証でなされており、妥当な貸付方法であったか疑問が残るところである。

また、当該募金委員会は、長引く不況の中、目標としている募金額の達成が困難で、当初の金銭消費貸借契約で予定していた第1回目からの償還(平成16年1月31日 2,100万円)が滞る状況であり、貸付金の返還が非常に困難な状況と聞いている。

については、県は、貸付金の今後の取扱いについて適切な指導を行われたい。

## (2) 総務部及び教育委員会共通

## 社団法人鳥取県私学振興会における退職金給付資金給付事業について(所管課 教育・学術振興課及び教育総務課)

社団法人鳥取県私学振興会は、会員である学校法人等からの負担金及び県からの補助金を原資として、法人等が設置する私立学校の教職員が退職した場合に退職給付資金を給付する退職金給付資金給付事業を実施している。

しかし、運用利回りの低下により運用収入が予定より大幅に減少し、平成14年度末では退職金要支給額に対する資産合計額が58.5%にまで低下しており、このままの状況で推移すれば、将来的には退職金給付資金が不足することが懸念される。

については、私立学校教職員の退職金を長期・安定的に給付するため、県は、会員負担率の引き上げ等、長期的視野に立った今後の事業のあり方についての的確な指導を行われたい。

## (3) 企画部

## ア 鳥取県文化団体連合会のあり方について(所管課 文化芸術課)

鳥取県文化団体連合会は、第17回国民文化祭の開催に向けて、県が主導して平成8年に設立された団体であり、事務局を県文化芸術課に置き、県職員が事務局職員として事務を行っている。

しかし、国民文化祭が終了した現在、県は、真の県内文化振興の視点で、文化団体連合会の今後のあり方を検討されたい。

## イ 社団法人鳥取県観光連盟における観光情報発信事業について(所管課 観光課)

社団法人鳥取県観光連盟は、観光事業の健全な発達及び振興並びに地域の活性化を図ること等を目的に設立された団体で、主に県からの補助金により、観光客の誘致促進のための事業等を実施している。

監査の結果、観光情報発信事業の委託契約において、業者から提案のあった企画書の審査業務を事務局職員のみで行っていたもの、同一業者と数年間連続して随意契約しているもの等、見直しが必要と思われる事例が見受けられた。

については、県は、有効性及び透明性の確保を念頭においた事業実施となるよう適切な指導を行われたい。

#### (4) 福祉保健部

社会福祉法人における建設工事の契約手続等について(所管課 福祉保健課)

社会福祉法人が行う建設工事に係る契約手続等については、平成9年7月16日付福祉保健部長通知により、県が行う公共工事の取扱いに準じて行うよう指導がなされているところである。

しかし、監査の結果、最低制限価格の設定及び契約保証金の取扱いについて、通知に反する事例が見受けられた。

については、県は、補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、通知の遵守を補助金の交付の条件とする等、通知が実効あるものとなるよう努められたい。

#### (5) 生活環境部

ア Sマーク制度のPRについて(所管課 県民生活課)

Sマーク制度(標準営業約款登録制度)は、厚生労働大臣が認可した品質、設備等の表示に関する標準営業約款に従って営業する業者の登録制度で、現在、理容、美容及びクリーニングの3業種で実施されている。この制度は、衛生的で確かな技術を持ち、事故が発生した場合の賠償保険、施設又は設備の内容、仕事又はサービスの内容等について正しく表示している信頼できる店を登録することとしている。

しかし、その登録率は、理容業64.3%、美容業10.1%、クリーニング業26.4%と低調である。

県は、消費者保護の増進及び選択時における利便性の向上のため、財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターと協力し、この制度の普及及び消費者への周知について積極的に推進されたい。

イ 天神川流域下水道事業の計画の見直し及び遊休地の利活用について(所管課 住宅環境課)

天神川流域下水道事業は、倉吉市をはじめとする1市5町を対象区域とし、昭和47年に日処理水量16万トンとした全体計画を策定し、昭和59年1月、一部施設を整備して供用開始した。

その後、日最大処理水量3万2,000トンまで整備を進めるとともに、平成11年度には諸情勢の変化により当初計画の伸びが期待できないとして計画日処理水量を10万トンに変更し、現在に至っている。

しかし、現在の流入汚水量は日最大2万2,000トンであり、常住人口の伸びもさることながら工場の建設件数及び観光人口の伸びが計画を大幅に下回り、将来においても全体計画の流入汚水量までの増加は見込めない状況にある。

このため、当初の計画に対応した約14ヘクタールの処理場用地は取得したものの、施設の建設がなされないまま相当の年数を経過した土地が、処理場敷地の東側に遊休化している。

については、県は、当該事業の全体計画の見直しを図るとともに、遊休地の利活用について検討を進められたい。

#### (6) 商工労働部

財団法人鳥取県産業振興機構における設備貸与事業及びハイテク設備貸与事業の債権管理について(所管課 経済政策課)

財団法人鳥取県産業振興機構は、中小企業等の経営基盤強化を図るため、県からの貸付金等を財源として設備貸与事業及びハイテク設備貸与事業を実施しているが、多額の未収債権が生じており、平成13年度実施の監査において的確な債権管理を行われたい旨の注意を行ったところである。

しかし、依然として未収債権が増加しているため、引き続き未収債権の回収の取組を強化するとともに、回収不能な債権については償却を実施する等、県は、的確な債権管理及び体制の強化について適切な指導を行われたい。

## (7) 農林水産部

## ア 鳥取県農業会議及び日南町森林組合の経理規程等における契約手続に関する規定の整備について(所管課 経営支援課及び団体指導課)

鳥取県農業会議及び日南町森林組合における会計事務はこれらの法人が定める経理規程等に基づき処理されているところであるが、これらの規程等には契約事務を処理するための根拠となる手続(競争入札及び随意契約の取扱い、業者選定の方法、契約書の作成方法等)が規定されておらず、契約事務の手続があまりに不明瞭になっている状況が見受けられた。

については、県は、これらの法人に対し補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、契約手続についての事務処理に関する規定の整備について指導されたい。

## イ 財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会の業務運営の適正化について(所管課 生産振興課)

財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会の業務運営に係る経費は基本財産及び積立金の運用益により措置されてきたところであるが、近年の低金利により運用益が減少したため、平成8年度以降は財源の確保を準備金の取崩しにより対応しており、現状の業務運営費の規模で推移すると、平成17年度には円滑な運営ができなくなるおそれがある。

については、県は、野菜価格安定制度の継続・充実を推進する観点から、当該法人に対して業務運営の適正化に向け、速やかに対応策を検討するよう指導されたい。

## ウ 財団法人鳥取県造林公社の経営の見直しについて(所管課 林政課)

財団法人鳥取県造林公社は、累積債務が平成14年度末で約285億円に達し、このまま推移すれば60年後(平成77年度)には578億円もの損失が見込まれるため、平成14年12月に県が作成した造林公社の見直し案に基づいて業務の見直しに取り組んでいるところである。

この取組のうち事業執行体制の見直し、農林漁業金融公庫借入金の繰上償還等はほぼ計画に沿って進められているものの、分収割合の見直し等については、地権者の理解を得るための説明会を順次開催しているところではあるが、厳しい状況にあると思われる。

また、県借入金の利息免除についても、方針は示されたものの、その具体的手続はなされていない。

については、県及び公社にあっては財団法人鳥取県造林公社の見直し状況について情報公開を進め、県にあっては計画の具体化に向けて一層努力するよう当該法人に対して指導されたい。

更に、見直し後においてもなお残る183億円の損失見込額の解消に向けて検討を進められたい。

## (8) 県土整備部

## 用地事務委託契約のあり方について(所管課 管理課)

県は、用地補償費算定等の公共事業用地取得事務を鳥取県土地開発公社に委託している。

この委託料の額については、公共土木事業用地取得事務委託に関する協定書により、県が決定した設計額(用地費及び補償費の合計額をいう。)の5%以内で積算した額とされているものの、契約に当たって具体的な額の積算及び確認がなされていない状況である。

については、県は、予算の適正な執行の観点から、業務実績に応じた委託料となるよう対象経費の明確化、実績確認の充実等、用地事務委託契約のあり方について検討されたい。